

## 報告書要旨

### 1. はじめに

2013年8月29日から31日に「韓国 ICT 事情視察」に参加できたため、その報告です。なお、本報告書は、報告者個人の感想であり、視察団体の報告ではありません。また、時間の関係等で十分なヒアリングができなかった事柄については、ウェブ等を参考に記述しました。

### 2. 全体の印象

- (1) 官庁・自治体の ICT 部門は、コストセンターでなく、「プロフィットセンター」と考えて、ICT 投資を行っている。
- (2) トップへのヒアリングはほとんどできなかったが ICT に詳しいとも思えないが、少なくとも ICT への関心は高いと思っている。これは、ICT 部門がプロフィットセンターと考えれば当然のことであり、組織のトップ層が興味を持たなければ、職員が真剣に取り組まないのは当然であろう。
- (3) 一部の管理職等は、短期的な異動があるようだが、コアになる職員は高度な専門性を持ち、それらの職員を中心に ICT 化が行われている。
- (4) 韓国の政府・自治体の個々の ICT 化レベルが非常に高いという感じは受けなかった。筆者の経験から言えば、日本の政府・自治体の ICT 化のレベルが極端に低いだけとを感じる。この原因として、

- ① 政府・自治体のトップ層が ICT について関心を持たない、ICT 化、ICT 部門をプロフィットセンターとして認識していないため、ICT 化への投資、職員の改革意欲を減退させている原因の1つとも感じる。

今回訪問したソウル市江南区役所の ICT 化投資では、14年間で約400名の職員削減（自然減）により、約34億円の人件費を削減したが、その間、区民は約7,000人増加した。番号制度はあったが、政府の支援は当初からあった訳ではない。

- ② ICT 化推進に当たって、インターネット利用講習会を開催し、市民のネット利用人口を増やす努力をしている。講習会は、出張所等を使っており、講師は外部委託で実施。
- ③ 政府・自治体の ICT 予算は、組織全体の予算の10%程度であり、1%程度を新規投資としている。

当市の ICT 運用経費と比較するとかなり高い割合であるが、ICT 化予算を減額すること以上に、ICT 化により、職員の減員、事務フローの削減、エコシティの確立（ペーパーレス）等により総支出の減少、市民サービスの向上を目指すことが必要と感じた。

- ④ 積極的に問題発見をし、ICT 化による解決を目指す意欲を多くの職員が持つことが大切に思える。自治体職員の育成方針と人事制度の不一致もこの原因の1つと思われる。
- ⑤ 即ち、専門性（ICT だけでなく）のある職員を育成する人事制度がない

## 韓国 ICT 事情視察 報告書

横浜市情報統括補佐監  
内田 勝也

こと（キャリアパスが十分考慮されていないと思われる短期間の異動等）が、専門性の低さに繋がっていると感じる。例えば、一定期間は、各局や区役所、ICT 部門でも同一業務の経験（必ずしも 1 業務でなくとも良い）を持たせる等のキャリアパスの確立が必要ではないか。

- (5) 6 年前に、横浜市情報統括補佐監（CIO 補佐監）を拝命した時に、説明したことの多くが今回の韓国 ICT 事情の視察で実現されていたように感じるが、それを実行している韓国組織と日本の官庁・自治体の差の大きさを感じた。

(以下は、訪問先等の報告)

# 韓国 ICT 事情視察 報告書

横浜市情報統括補佐監  
内田 勝也

## 1. 概要

日本でも、社会保障・税番号制度（いわゆる、マイナンバー法）が動き始めることになったが、この分野では、世界のトップランナーである韓国の ICT（情報通信技術）事情を視察する機会があり、2泊3日の短期間でしたが、主な団体等を視察しましたので、その報告です。

なお、本資料は報告者個人の感想であり、視察団体としての報告ではない。

## 2. 訪問先

2泊3日で、ソウル市内の組織を訪問した。

### 訪問先一覧

(1) 一日目（8月29日：木）

0 ソウル鉄道駅（改札口）

1. 韓国地域情報開発院

(KLID Korea Local Information Research & Development Institute)

2. I B K 銀行

(中小企業銀行： Industrial Bank of Korea)

(2) 二日目（8月30日：金）

3. ソウル市 江南区役所

4. 健康保険審査評価院

(Health Insurance Review & Assessment Service)

5. 安全行政部

(Ministry of Security & Public Administration)

6. 行政情報共同利用センター

(Public Information Sharing Center)

7. 情報化振興院

(NIA National Information Society Agency)

(3) 三日目（8月31日：土）

8. ソウルアサン病院

9. ソウル市図書館

10. 国会議事堂

11. 仁川空港

### 韓国 基礎知識

- 人口： 約 5,000 万人（2012 年）
- 面積： 10 万平方キロ  
(北海道、秋田県、青森県の広さと同程度)
- 人口の約半分、2,000 万人がソウル都市圏（ソウル・仁川周辺）に集中している
- 大韓民国が正式国名で、韓国は通称
- 首都はソウル特別市（ソウル市）。旧名は「京城」、「漢城」。  
人口：(少子化で減少傾向) 1,042 万人 面積： 605 Km<sup>2</sup>  
参考：横浜市 人口： 370 万人 面積： 437 Km<sup>2</sup>  
東京都 人口： 1,323 万人 面積： 2,188 Km<sup>2</sup>
- ソウル市には、25 の行政区画があり、各行政区の区長は公選制を取っている。
- ソウル行政区の江南区【(강남구) カンナムク】は電子自治体で有名な行政区

視察期間：2013. 08. 29～08. 31

3. 参加者

主催企業の2名を含め20名が参加した。内訳は、国会議員1名、自治体（鳥取県、横浜市）、マスコミ1名、業界出版社1名、業界団体（2名：1名はベンダー）、ベンダー（N1社：5名、T社：4名、N2：2名）であった。

**韓国の組織について**

韓国の情報システム、情報セキュリティ等に関係する組織は、安全行政部とその所属機関であるが、組織名の

- 部：日本の中央官庁の「省」に該当する
- 院：関連組織であるが、日本の「独法」に該当する

◆ **安全行政部 (Ministry of Security and Public Administration)** は、韓国の中央行政機関。安全行政部長官は國務委員が任命される。主な組織は以下の通り

- \* 運営支援課                      \* 人事室                      \* 情報化戦略室                      \* 地方財政税政局
- \* 企画調整室                      \* 災難安全室                      \* 地方行政局                      \* 地域発展政策局
- \* 組織室

◆ 安全行政部の主な所属機関（外郭団体）

- \* 情報化戦略室
- \* 行政情報共同利用センター
- \* 韓国情報化振興院 (NIA) (旧「韓国電算院」。「韓国情報社会振興院」とも言う)
- \* 韓国情報保護振興院 (KISA)
- \* 政府統合電算センター (NCIA) (光州、大田の2ヶ所にセンターあり)

4. 訪問先でのプレゼン内容及び主な質疑応答

4.0 新幹線システム

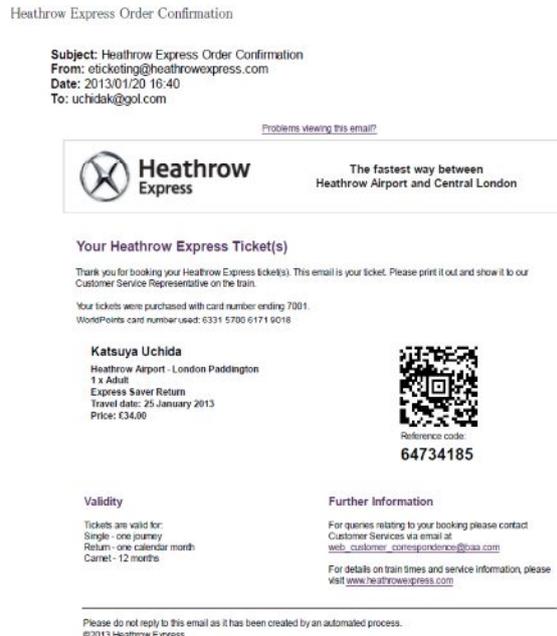


図表1 駅ホーム出入口の注意書き

最初の訪問先を訪ねる前に、韓国の鉄道システム及び新幹線のシステムについて、駅を見ながらの説明があった

ホーム：欧州の鉄道を参考にしており、改札はなく自由に出入りできる。図表1の注意書きがホームへの出入口のタイルの上に書いてある。日本は改札に自動改札機を設置し、入場時にチェックを行っているが、韓国は、システム構築・維持費用より、不正乗車の損失の方が少ない（費用対効果）と考え、このシステムを構築した。

なお、イギリスのヒースローエクスプレス（ロンドン・パディントン駅～ヒースロー空港間）は、全て自由席で、インターネット予約で e-ticket を印刷し、それを持参し、適当な席に座るだけで済む。e-ticket には、QR コードが印刷されており、乗車中に検札が、



図表2 ヒースローエクスプレス e-ticket

# 韓国 ICT 事情視察 報告書

横浜市情報統括補佐監  
内田 勝也

QRコードを読んでチェックする。フランスのTGVでは、指定席になっている以外はヒースローエクスプレスと同じ。

日本の自動改札機方式と韓国、欧州の方法については、費用対効果を考えると韓国・欧州方式に軍配が上がる。ただ、日本のように大勢の人が行き交う環境では、入場者を制限する日本の方式にも多少の良さもあるように感じる。色々な方面からの検討を行って、導入することの大切さを示している。

## 4.1 韓国地域情報開発院 (KLID : Korea Local Information Research & Development) <http://www.klid.or.kr/>

名刺交換者

Jung Chang Sub, President (韓国地域情報開発院長)

Oh, Yun-Tak, Senior Researcher

Lee, Eun-Kyong, Researcher

### (1) 設立の背景

中央政府と地方自治体間の電子政府及び地域情報化の共同推進を通じて、情報化発展のみならず地域の均衡発展と協力を促進する目的で設立（根拠法：電子政府法 第72条）

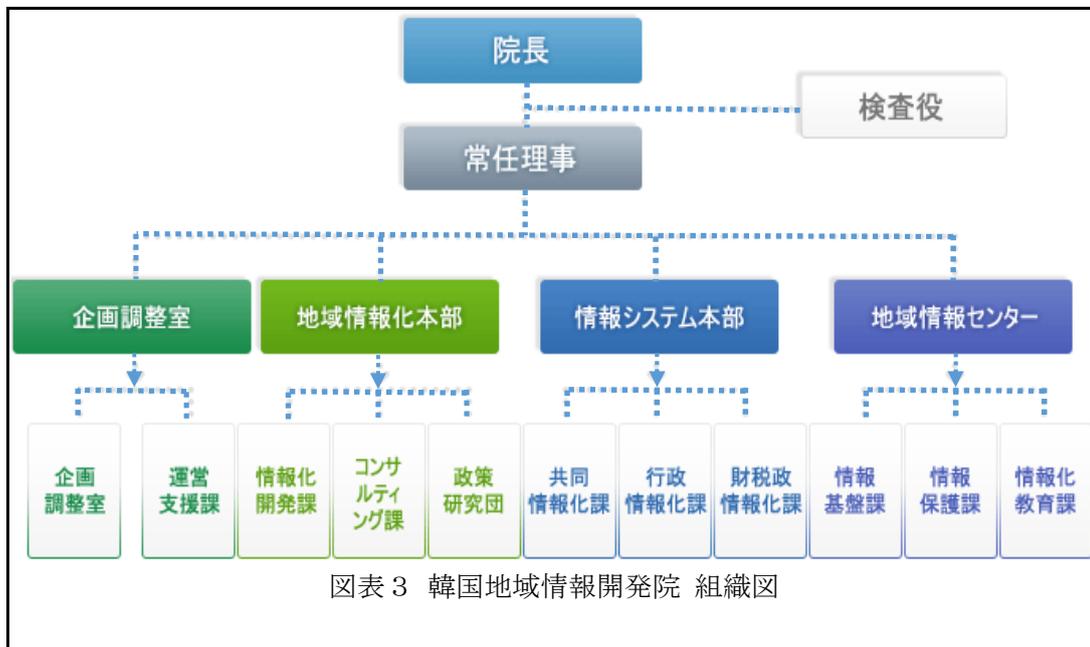
### (2) 担当業務（以下の5業務を担当）

1. 電子政府の根幹をなす自治体への国家標準情報システムの普及及びその管理
2. サイバー侵害対応サポートセンターの運営
3. 電子地方政府と地域情報化にかかわる政策の研究開発
4. 地方自治体向けITコンサルティング
5. 地方自治体職員への情報化教育

### (3) 組織及び人員構成

理事会：全国市道の副知事（17名）等、全25名

組織構成：1室2本部1センター14課、全158名



図表3 韓国地域情報開発院 組織図

視察期間：2013.08.29～08.31

# 韓国 ICT 事情視察 報告書

横浜市情報統括補佐監  
内田 勝也

## 各組織の機能及び役割

組 織		機能 及び 役割
企画調整室 Office of Planning and Coordination	企画予算課 Planning and Budget Division	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務企画及び規定管理、予算及び組織管理 General task planning and management of regulation, budget, and organization</li> <li>中長期発展計画の樹立、院内情報化及び品質管理 Mid to long term planning, internal informatization, and quality management</li> </ul>
	運営支援課 Management Support Division	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事及びサービス管理、財産及び支出管理 Human resource and staff service, property and expense management</li> </ul>
地域情報化本部 Office of Local Information	情報化開発課 Local Information Development Division	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域情報化等の新規事業の発掘 Discovery of new project opportunities (local informatization, etc.)</li> <li>重複投資防止制度及び情報資源システムの運営 Operation of duplicate investment prevention policy and information resource system</li> </ul>
	コンサルティング課 Local e-Government Consulting Division	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域情報化計画の樹立及びコンサルティング Planning and consulting for local informatization</li> <li>国際交流及び協力、情報化評価及びコンサルティング International interchange and cooperation, information evaluation, and consulting</li> </ul>
	政策研究団 Policy Research Bureau	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子自治体及び地域情報化政策の研究 Policy research for local e-government and local informatization</li> </ul>
情報システム本部 Office of Information System	共同情報課 Shared Information System Division	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報化事業の総括及び企画調整、品質管理 General operation of informatization project, planning and coordination, and quality control</li> <li>地方自治体共同情報化事業の発掘推進 Discovery and operation of community informatization project for local governments and organizations</li> </ul>
	行政情報課 Public Administration Information Division	<ul style="list-style-type: none"> <li>市道市郡等地方行政情報化事業の推進 Informatization project for local administration (at district scale)</li> </ul>
	財税政情報化課 Finance and Tax Information System Division	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方財政税政情報化事業の推進 Operation of information project for local government finance and taxation</li> </ul>
地域情報センタ ー Local Information Center	情報基盤課 Information Infrastructure Division	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体共通インフラの運営管理 Operation of information project for local government finance and taxation</li> </ul>
	情報保護課 Information Security Division	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体サイバーテロ予防及び技術支援 Technical support for local governments against cyber invasion</li> </ul>
	情報化教育課 Information Education Division	<ul style="list-style-type: none"> <li>(集合/サイバー)情報化教育、教育人材の普及 Education for (group/cyber) informatization, educational resource supply</li> </ul>

### (4) i-PIN\*について

\* i-PIN: Internet Personal Identification Number

- i-PIN はインターネットでの本人確認に使われており、「住民登録番号」の代替となる個人識別番号
- ユーザが、①公共 i-PIN センターに自分の個人情報を提供し、②本人確認を受け、③インターネット上で本人確認サービスを利用する

視察期間：2013. 08. 29～08. 31

- なりすましや個人情報保護のため、住民登録番号の代替手段になっている
- 公共 i-PIN センターでは、本人確認サービスの中止、脱退、再加入機能を持つ
- 利用機関別に発給される個人識別番号の取消、再発行機能をもつ
- 公共／民間ウェブサイトで、本人確認機能の無料サービスを提供している
- i-PIN の目的は、①住民の居住関係等の人口動態を明確に把握し、住民生活の利便を増進させ、行政事務を適切に行うために導入した（1980 年）。これは、2000 年以降、爆発的なネット利用者の増加と ICT 技術の発展により、従来、分散されていた個人情報住民番号をもとに蓄積・収集・管理され、個人情報漏えい等の事件が発生した
- 公共 i-PIN の発行件数は約 234 万件で、民間 i-PIN は、968 万件ある。個人はどちらを選択しても無料だが、民間 i-PIN 発行企業等は政府に発行費用を支払う必要がある。
- 公共 i-PIN の発行は、オンライン／オフラインとも可能。
- 情報犯罪について
  - 2011 年頃に大量の情報漏えいがあったが、民間からの情報漏えいであり、公的機関からの情報漏えいはなかった
  - 個人情報を使って行うことができる事柄は少ないため、ゲーム等での被害はあったが、それ以外は少ない。
  - 中国東北部に朝鮮民族が住んでいるため、この一部の人間が「オレオレ詐欺」を働いたケースはある
- 多くの情報が集まるが、情報活用は法的に禁止されている
- プログラムは、Java と国産 DB を利用している

#### 4.2 IBK 銀行（中小企業銀行：Industrial Bank of Korea）<http://www.ibk.co.kr/>

住民番号を最も有効に活用している分野は金融機関で、その1つとして、IBK 銀行を訪問した。

- 名刺交換者  
Kim, Hak Myung, General Mgr., Global Business Dept.

##### (1) 組織の概要

- 1961 年に設立の銀行で、中小企業を対象にしており、韓国の中小企業の 3 分の 1 程の取引がある。
- また、個人取引も行っており、国民の 4 分の 1 程度が口座を持っている。
- 口座数は、約 1,200 万口座で、90% はインターネット取引のため、ATM 設置台数（図表 4 は、本店の ATM で 6 台しかなかった）や行員数は多くない。日本では、まだまだ現金中心主義も影響していると思われる。
- 日本の銀行との違いの 1 つに、「共同名義口座（Joint Account）」というものがある。これは、夫婦、親子等で口座を作成できるため、便利な利用方法がある。
- 金融機関の基本的な役割は、自治体と同じで、個人が了解をすれば、自治体で発行する 住民票、戸籍謄本、納税台帳等を銀行の窓口で発行できる。但し、本人の了解（パスワード、指紋認証を利用）が必要であり、また、印刷はできるが、データを銀行システムに残すことは許されない。



図表 4 IBK 本店の ATM（6 台のみ）

【参考】日本国内では、自治体の自動交付機を設置している金融機関として「巣鴨信用

金庫」(図表 5) が有名であるが、本店は豊島区の自動交付機(平日: 8:30~21:00、土日祝日: 8:30~17:00)を、西日暮里支店は荒川区の自動交付機(平日: 8:30~20:00、土日祝日: 8:30~17:00)を設置している。本店では、住民票、住民税証明書、印鑑登録証明書が、支店は住民票、印鑑登録証明書が取得できる(但し、利用カード種類により異なる。手数料は両区とも 300 円/通。区役所窓口では 400 円/通)。



図表 5 巣鴨信用金庫本店 外壁の案内

#### 4.3 江南区役所 (Gangnam-gu) <http://www.gangnam.go.kr/>

ソウル市 25 行政区 (図表 6) の 1 つで、韓国一の電子自治体と言われている。

なお、区長は公選制。江南区は、1963 年にソウル市に編入されたが、郊外の農村地域だったが、現在は、高学歴層・専門職に就く者・中産階級や上流階級など、韓国において最も富裕な人々が暮らしている。これは、江北にあったソウル高校や京畿高校等の名門校が江南への移転したため、大学進学に有利な名門高校を擁する江南地区の学区に上流階級や富裕層が集まった。

江南区役所のビル正面の壁に役所名(ハンゲル)の下に、インターネットのウェブ名(URL)が書いてある(図表 7)。



図表 6 ソウル特別市と江南区の位置

- 職員は、1995 年には、1,792 名いたが、ICT 化により、定年退職等の自然減の補完を減らしたため、2009 年には、1,387 人になった(405 名削減)。その間、人口は、55.5 万人から 56.2 万人と約 7,000 人増加している。
- 約 400 名の削減により、360 億ウォン(33 億 6240 万円、約 840 万円/人)の**人件費を削減**できた。
- また、自動交付機は、区役所内だけでなく、駅、病院等にも設置しており、住民票等の証明書類の手数料は、窓口: 600 ウォン、交付機: 300 ウォン、インターネット: 無料 の傾斜手数料方式により、インターネット交付へ流れる政策をとっている。
- ただ、システム化が進んでいるので、証明書の印刷が不要になりつつある。
- なお、住民票の写し等は、個人のみ取得可能(日本では、調査等で住民票の写しを取得することが可能になっている)。
- インターネット利用講習会を開催し、市民のネット利用人口を増やす努力をしている。講習会は、出張所等を使っており、講師は外部委託している。
- また、障害者/高齢者への証明書交付等は、自宅訪問サービスで対応している。
- 遠隔映像診療 (Remote video examination)



図表 7 江南区役所 (役所名下に URL あり)

# 韓国 ICT 事情視察 報告書

横浜市情報統括補佐監  
内田 勝也

遠隔聴診器やイメージ、音声等を使って、遠隔地にいる医者が患者をリアルタイムで診断するシステム。

- U-Health Park  
健康増進機能を持った公園を造成し、希望者に ID カード（無線機能：RFID を持つ）を配布し、基礎体力、健康状態の測定、運動量を測定する等を行い、市民の健康増進に役立っている。
- 企業等の海外進出支援のため、国内外の自治体等へのコンサルティング業務も行っている。

【参考】 江南区と同程度の人口を持つ、杉並区の職員数は以下の通り

東京都杉並区 2010(H22)年度 人口:52.3 万人 職員数:3,701 名[除教員 3,578]  
職員数の詳細

事務	福祉	一般技術	医療技術	技能・業務	教員	合計	(除 教員)
1,537	1,041	262	158	580	123	3,701	3,578

## 4.4 健康保険審査評価院 (HIRA: Health Insurance Review & Assessment Service)

<http://www.hira.or.kr>

- 説明者  
Kim, Bo Yeon, Member/Ph.D. Review & Assessment Committee  
Su, Chang-Ji, Ph.D. Professor, Business School / Director, Business Research Institute, Hanyang University

診療報酬明細書（レセプト）の審査と診療の適正性を評価する組織で、国民は負担した診療費が適切だったかの確認もできる。

年間約 4.3 兆円（47 兆ウォン）の支払を行っており、支払や管理費用の削減を行うとともに、医療関連情報の収集を行うことにより、健康保険制度を財務的基盤の安定を図ることを目指している。

- 従来、手作業では 40 日掛かっていた支払を ICT 化で、請求から支払までを最大 15 日に短縮した。
- 全国民の 96.7%（4860 万人）をカバーしている。他は、軍人及び退役軍人とその家族で、入院患者の 80%以上、外来患者の 50～70%。企業健保が 65.3%で、自営業の健保が 31.5%。年間支払額は、438 億米ドル（4 兆 3,400 億円）に達している
- 支払の最短は 3 日で、レセプトの請求品質（不正請求、エラー等）に従って支払期間を定め、請求病院に対し、不正請求やエラー等に対するインセンティブを与えている。
- なお、不正請求組織の公開が法律で定められている。
- 2008 年のレセプト請求については、以下のようになっている。

レセプト請求組織数	デジタルデータ送付組織数	割合
78,410	75,665	96.5%

- レセプトの送付は以下のような仕組みになっている
  - ① レセプトデータの受取方法
    - (1) コンピュータネットワーク経由で受け取る（EDI）
    - (2) CD または、ディスクで受け取る。受領書は電子メール／文書
    - (3) レセプトを文書で受け取る。受領書は電子メール／文書
  - ② コンピュータを利用したレセプトのチェック  
受領したレセプトは、まずコンピュータによる精査が行われる
    - (1) 詳細項目エラーの精査：必須項目の未記入や重要項目のミスが検査され、返却または受領できないものを分別する。
    - (2) 基準に対する精査：単価や合計等が正しいかデータベースを利用してチェックする。

視察期間：2013. 08. 29～08. 31

- (3) 専門的な精査: サービス価格や薬代等が適切な価格であるかをプログラムで精査する。
- ③ 専門家によるレビュー (画面を使ったレビュー)  
上記の精査が行われたデータはレビューを行う職員に送られ、通達や関連情報等を基にチェックが行われる。
- ④ 支払金額及びレビュー結果の決定  
レビュー結果や詳細を修正し、支払可能金額あるいは、レビュー結果を基に請求棄却を決定する。国民健康保険公団(NHIC National Health Insurance Corp.)及びレセプト請求組織は、支払可能金額と他のレビュー結果の連絡を受ける。
- ⑤ 異議申立 (Appeals)  
HIRA が実施したレビュー結果について、レセプト請求組織による異議は、再検査を行い、その結果を NHIC 及びレセプト請求組織に連絡される。

**【参考】** Hanyang University (漢陽大 漢陽大) <http://www.hanyang.ac.kr/>  
ソウル特別市城東区に本部を置く私立大学で、1939 年に設置された。学生数は、学部：約 25,000 人、大学院：約 7,900 人

#### 4.5 安全行政部 (MOSPA Ministry of Security and Public Administration)

<http://www.mospa.go.kr>

安全行政部は、日本の総務省のような権限を持った官庁と考えられる。また、e-Government も対象になっており、自治体に対する種々の支援を行っている。

- 名刺交換者

Lee Yeon-ju, Deputy Director, Personal Protection Div.

##### (1) 個人情報保護法 (PIPA Personal Information Protection Act) について

- 2011 年に統一的な個人情報保護法が、制定・施行された。従来は目的別の個別法であったが、この法律が制定され、従来のものは廃止された。
- 漏えいは、1 件から対象であり、重大な違反には、禁固 5 年、罰金 5 万米ドル (495 万円) を課している。
- 安全行政部長官は、責任がある者を懲戒することを、その所属機関・団体等の長に勧告でき、勧告を受けた者は、これを尊重し、その結果を行政安全部長官に報告しなければならない。
- 本法律の適用対象は、民間部門を含むあらゆる個人情報処理者とする。
  - 電子的に処理される個人情報だけでなく、手書き文書も含む。
- 個人情報保護委員会 (7 条、8 条)
  - 個人情報保護に関する事項を審議/議決する個人情報保護委員会 (以下「保護委員会」という) を置く。保護委員会は、その権限に属する業務を独立して実行する。
  - 保護委員会は、委員長 1 名、常任委員 1 名を含め、15 名以内の委員で構成し、委員長は委員の中から、公務員でない者に大統領が委嘱する。
  - 委員は、次の各号のいずれかに該当する者を大統領が任命または、委嘱する。委員のうち 5 名は、国会が選出する者を、5 名は大法院長が指名する者をそれぞれ任命または、委嘱する。
    1. 個人情報保護に関連する市民社会団体や消費者団体から推薦を受けた者
    2. 個人情報処理者で構成される事業者団体から推薦を受けた者
    3. その他個人情報に関する学識と経験が豊富な者
  - 委員長及び委員の任期は 3 年とし、1 回に限り再任できる。
  - 保護委員会会議は、①委員長が必要であると認める、②在籍委員の 4 分の 1 以上の要求、がある場合、委員長が招集する。
  - 保護委員会は在籍委員の過半数の出席と出席委員の過半数の賛成で、議決する。

視察期間：2013. 08. 29～08. 31

# 韓国 ICT 事情視察 報告書

横浜市情報統括補佐監  
内田 勝也

- 保護委員会の事務を支援するために保護委員会に事務局を置く。
- 保護委員会の組織及び運営に関して必要な事項は大統領令で定める。
- 個人情報処理者及び個人情報保護責任者
  - 個人情報処理者は、個人情報の処理に関する業務を総括して責任を負う個人情報保護責任者を指定しなければならない。
  - 個人情報保護責任者は、次の各号の業務を遂行する。
    1. 個人情報保護計画の樹立及び施行
    2. 個人情報処理実態及び慣行の定期的な調査及び改善
    3. 個人情報処理に関する苦情の処理及び被害の救済
    4. 個人情報流出や誤用、乱用防止のための内部統制システムの構築
    5. 個人情報保護教育計画の樹立及び施行
    6. 個人情報ファイルの保護及び管理監督
    7. その他個人情報の適切な処理をするために大統領令で定める業務
  - 個人情報保護責任者は、上記各号の業務を遂行するに当たり、必要な場合は、個人情報の処理状況、処理システム等について随時調査する、関係当事者から報告を受けることができる。
  - 個人情報保護責任者は、個人情報保護と関連して、この法律及び他の関係法令の違反事実を知った場合には直ちに改善措置をしなければならない、必要に応じて、所属機関又は団体の長に改善措置を報告しなければならない。
  - 個人情報処理者は、個人情報保護責任者が第 2 項各号の業務を遂行するに当たり、正当な理由なしに不利益を与えたり、受けてはならない。
  - 個人情報保護責任者の指定要件、業務、資格要件、その他必要な事項は、大統領令で定める。
- 公共機関について
  - 公共機関の長が個人情報システムを運用する場合、次の事項を行政安全部長官に登録しなければならない。登録した事項が変更された場合もまた同じとする。
    1. 個人情報システムの名称
    2. 個人情報システムの運営根拠及び目的
    3. 個人情報システムに記録される個人情報の項目
    4. 個人情報の処理方法
    5. 個人情報の保有期間
    6. 個人情報を通常的または反復的に提供している場合は、その提供される者
    7. その他大統領令で定める事項
  - 但し、次項目のいずれかに該当する個人情報システムは、上記規定を適用しない。
    1. 国家安全、外交上秘密、その他国家の重大な利益に関する事項を記録した個人情報システム
    2. 犯罪の捜査、公訴の提起及び維持、刑及び監護の執行、矯正処分、保護処分、保安観察処分と出入国管理に関する事項を記録した個人情報システム
    3. 「租税犯処罰法」に基づく犯則行為の調査と、「関税法」による犯則行為の調査に関する事項を記録した個人情報システム
    4. 公共機関の内部的業務処理のためだけに使用されている個人情報システム
    5. 他の法令により秘密に分類された個人情報システム
  - 行政安全部長官は、必要に応じて、個人情報システムの登録事項とその内容を検討して、公共機関の長に改善を勧告することができる。
  - 行政安全部長官は、第 1 項による個人情報システムの登録状況を誰でも簡単に閲覧できるように公開しなければならない。
  - 個人情報の登録及び開示方法、範囲及び手続きに必要な事項は大統領令で定める。
  - 国会、法院、憲法裁判所、中央選挙管理委員会（その所属機関を含む）の個人情報

視察期間：2013. 08. 29～08. 31

報ファイルの登録と公開に関しては、国会規則、大法院規則、憲法裁判所規則、中央選挙管理委員会規則で定める。

- 改正案の閣議決定
  - 2014年8月から更に厳しくなる可能性がある。ISP（インターネットサービス提供事業者）及び他の民間企業だけでなく、公共機関についてもセキュリティ強化を求めており、原則として、住民登録番号の収集は禁止し、更に、漏えい企業、団体の CEO 等の代表者等の懲戒勧告を行うことができる。

## (2) 安全確保及び被害軽減についての技術支援

- インターネット振興院（KISA Korea Internet Security Agency）
- ネットワーク経由でアクセスがある場合の注意事項（パスワード、ファイアウォール等）についての説明
- また、個人情報の暗号化を行う必要があるが、内部での暗号化は必ずしも有効でないため、その見極めが大切になる。
- 注意喚起は、公共機関と小企業・個人企業を中心に 24 時間×365 日 監視を行っている。

## 4.6 行政情報共同利用センター（PISC Public Information Sharing Center）

<http://www.pisc.go.kr>

- 名刺交換者  
Lee Seongeun, Deputy Director, Ph.D. Infrastructure Construction Div., Public Information Sharing Center
- PISC は、情報交換ハブで、公共情報の共有がスムーズに行われるような組織。
- 行政情報の共同利用を実施。行政、公共、金融分野に対する申請に関して、行政情報共同利用センターに必要な情報を問い合わせることで、添付書類に該当する情報をバックオフィスで確認。これにより、申請者の添付書類削減、紙文書削減を実現
- 行政機関の発行する証明書（42種類、最終目標は70種類）が行政機関相互で共同利用できる仕組みが構築され、全体で7割近い添付書類が不要になった。既に年間約2,300万件もの行政情報が共同利用されている。
- 本センターのデータは、各自治体の持っている情報のバックアップの役割も果たすようになっており、その機能、情報を利用することにより、証明書類の添付を不要にしている（この事は、各自治体のデータと本センターのデータが完全に同期がとれていないことを意味する。また、日本では、データは全て1つと言われているが、今回の話では1つではない）。
- また、IBK 銀行で説明したように、他の自治体や金融機関等で証明書の確認、印刷を行う場合には、本人の同意が必要になる。

## 4.7 韓国 情報化振興院（NIA National Information Society Agency）

<http://eng.nia.or.kr/>

- 名刺交換者  
Park, Sae-Gue, Director, e-Government Project Dept., National IT Project Div.
- 中央政府、自治体等のシステム支援を15年程前から行ってきた。
- 現在、400人の職員がいるが、20%は事務関係、80%がシステム支援を行っている。
- 主要業務は、大規模システムの標準化、最適化等を行うことであり、また、フレームワークの作成により、共通のプログラム作成を可能にしている。
- 国民、市民一人一人への対応したシステム、即ち、個人に特化したシステムを提供するサービスを目指しており、それを「Gov. 3.0（ガバメント3.0）」と呼んで、推進を図っている。

- オープン・ガバメント／ビッグデータについては、いくつかの試みを行っている。
  - SNS と気象予報を組み合わせ、浸水予測／浸水情報の提供を行っている
  - 物価指数の公開
  - サービスステーション対策：農協のサービスステーションの開設を支援し、ガソリン価格の公開を行うことにより、ガソリン価格の適正化を図っている。

#### 4.8 ソウルアサン病院（峨山病院 ASAN Medical Center）

ソウル市 松坡區 風納 2 洞 388-1 <http://medical.amc.seoul.kr/>

アサン病院は、現代財閥のオーナーが創設したもので、アジア最大の病院  
今回は、土曜日の訪問のため、病院内をみて回った。

- 病院の現状（2009 年実績）
  - 病床数： 2,680 床
  - 外来患者数： 9,600 名／日
  - 在院患者数： 約 817,000 人／年、約 2,400 人／日
  - 応急患者数： 約 104,000 人／年
  - 手術件数： 約 57,000 件／年
- 病床の空き状況、オペ室の使用状況、外来患者の状況、CT や MRI の使用状況等を全て把握することができる「集中管理システム」が構築されている。
- 病院内には、自治体の自動交付機等も設置されている。
- 韓国政府は、2009 年から「メディカルツーリズム」の普及を図っており、中国・ロシア・日本等、アジア諸国から数万人が病院を訪問し、健康診断や治療を受けている。この病院もその 1 つだが、仁川国際空港（1 時間以上かかる）や金浦空港から必ずしも近い訳ではない。  
（羽田から、横浜市立大学病院：金沢区は、高速道路を利用すると約 40 分 [37Km] 程度で済む）
- 個々人のヘルシーライフのために健康診断及び健康増進プログラムを多様に施行している。より科学的で専門的に、迅速で正確に健康検診を行うために診療、検査栄養、運動など各分野の専門人材と先端機器を取り揃えている。



図表 8 アサン病院全景



- 国内最大規模[6,600m<sup>2</sup>(約 2,000 坪)]で、漢江を眺められる快適空間
- 癌等の疾病発見時、専担コーディネーターによる迅速で体系的な診療連携システム
- HEALTH コーディネーターによる顧客特性に合わせたカスタマイズプログラムの提供
- 専門分野で最高の実力を取り揃えた 45 人の健康診断専任の専門医が常住
- 多様で精密な健康検診プログラム構成(年齢帯別／癌専門／生活習慣／生涯周期プログラム、プレミアム宿泊、ノーブル、再診のカスタマイズ等)
- 顧客を細心に配慮した男女専用の検査空間
- 検査空間の最適化のための検査室と結果相談室の分離
- 顧客毎の検査進行を案内する管理システムと検査過程のリアルタイム照会システムで科学的で未来指向的な最尖端医療システムを構築

視察期間：2013. 08. 29～08. 31



- 文化と芸術が呼吸する品格あるギャラリー空間、楽で安楽な検査待機空間
- 余裕と浪漫があふれる贅沢な雰囲気健康診断専用の特室に入院して、ゆっくり休憩とともに専門医師と相談を通じ、検査項目をカスタマイズ設計した後、専任看護婦の個別案内とともに検査を進行するプレミアム健康診断
- 各種の先端機器を具備：CT、MRI、PET、大腸内視鏡、頸動脈超音波、心臓超音波など
- 健康診断後に顧客ラウンジで健康と真心を込めたお食事を提供
- 健康医学統計研究室運営、持続的な研究活動と創造的な思考で、サービスクオリティの向上及び未来価値を高める

図表 9 健康増進センター

#### 4.9 ソウル市図書館

旧ソウル市庁を改装し、2012年10月末にオープンした。約20万冊の蔵書を持つ韓国有数の図書館の1つ。

- 図書館の利用カードも住民番号を取得しているが、ソウル市から転居した利用者の情報を受け取るシステムにはなっていない。
- 新聞は、大きな液晶画面に表示する機能が提供されており、タブレットのように紙面をめくっていくシステムも導入している（日本にも同様のものがあつたように記憶しているが、オンラインではなかったかも知れない）。
- ソウル市内の他の図書館などのオンライン化はできており、蔵書の検索なども可能になっているが、オープン後日が浅いため、まだ多くの機能を持たせることを考えている様子を伺うことができた。



図表 10 ネットワーク利用者

#### 4.10 韓国国会議事堂 (The National Assembly of The Republic of Korea)

電子投票、アップダウン発言台、15インチタッチスクリーンモニター、電光掲示板等のICT機器を利用した国会（一院制で、定員300名）

- 議事堂の中は、当初二院制を考えていたため、1つを委員会用に利用している。
- 訪問時に本会議室のシステム更新作業が行われていたため、委員会用に利用されている部屋しかみることはできなかったが、委員会室はノートPCが各議員の机上に設置してあり、ペーパーレスを実現している。
- 本会議室の様子は以下の写真が参考になる。



図表 11 国会議事堂



図表 12 機会内の情報機器

**【参考】** 2010年5月にノルウェイ・ベルゲンで行われたワークショップでは、ベルゲン市は、エコシティ（Paperless によるもの）を目指しており、庁内の情報は、サーバ及びタブレット PC で利用できる仕組みを構築し、約 90%の用紙（年間、A4 換算で約 50 万枚）を削減した。議会への情報提供も迅速になったとの報告があった。また、ノルウェイの他都市では、看護師・介護士等がタブレットを利用して、訪問先情報や薬のイメージ等をタブレットで受信し、拠点へ行くことなく巡回し、毎日の業務内容をタブレットを利用して直接本部に連絡するシステムを構築していた。概要については、2010年7月の IT 推進本部会議で説明した。

4.1.1 仁川国際空港 (Incheon International Airport)

2005 年から、8 年連続で、空港サービス評価で世界一位を獲得している空港。仁川空港の良さは、「トランジット」区域とされているが、見学できなかった。以下の「Smart Travel Tip for Transit Passengers」(英語版のみ)に詳細がある。また、仁川国際空港利用案内(日本語)の「便宜施設(P08~11)」も参考になる。

<http://www.airport.kr/airport/brochure/brochureList.iaa?langGubun=J>



図表 仁川国際空港とソウル市の位置

(以上)